



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役専務執行役員 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 106 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は一斉に振替株式に変更(いわゆる「株券の電子化」という。)されました。これに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は決済合理化法施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、株券に関する規定および文言の削除を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則の新設を行うものであります。
 - ④ 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続を定めていることを明確にするため、文言の変更を行うものであります。
 - ⑤ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) 上記の他、文言の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条 (単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第 11 条 (単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。)は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 12 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、<u>その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>第 1 条～第 6 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第 9 条 (単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第 10 条 (単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 11 条 (株式取扱規則) 当社の<u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第14条～第18条（条文省略）</p> <p>第19条（議決権の代理行使）</p> <p><u>議決権を行使することができる株主は、当会社の他の議決権を行使することができる株主1名に委任してその議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>第20条～第28条（条文省略）</p> <p>第29条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>第30条～第31条（条文省略）</p> <p>第32条（議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 本定款第28条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第33条～第51条（条文省略） （新設）</p>	<p>第13条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の<u>議決権を行使することができる他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条～第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第29条～第30条（現行どおり）</p> <p>第31条（議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 本定款第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第32条～第50条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>